

# 専門委員会設置規約【案】

## (総 則)

第1条 ○○○管理組合（以下「管理組合」という）は、専門的な知識・経験を有する組合員等の中長期的な視野で諮問事項についての調査検討を委嘱することにより管理組合の適正な運営を図るため○○○管理組合同規約（以下「規約」という）○○条に基づきこの規則を定める。

## (専門委員会の設置)

第2条 管理組合は、理事会の諮問に応え、諮問事項について調査検討を行う機関として、理事会に専門委員会を設置することができる。

## (諮問事項)

第3条 理事長は、次に掲げる事項について必要と目留める場合には、理事会の議決に基づき専門委員会に諮問する。

- 一. 建物及び設備の維持保全に関する事項
- 二. 業務運営改善に関する事項
- 三. 共用施設、共用スペースにかんする事項
- 四. その他理事会が必要とする事項

## (専門委員の条件)

第4条 理事長は、理事会の議決に基づき、次の条件に該当する者の中から専門委員を嘱託する。

- 一. 組合員または占有者であること。
- 二. 当該業務に関して専門知識及び経験を有する者であること。
- 三. ただし、諮問内容によっては、第一項の条件のみによることができる。

## (理事会等への出席)

第5条 専門委員は、理事長から第3条により諮問した事項の審議のため理事会及び総会等への出席を求められた場合には、これに出席し当該事項についての説明及び意見の表明を行う。

## (専門委員の数)

第6条 専門委員の数は、各専門委員会につき2名以上とし、その都度必要と考えられる人数を理事会がこれを定める。

## (専門委員の任期)

第7条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任することをさまたげない。

## (専門委員会の費用等)

第8条 専門委員会は、その活動に応じる必要経費の支払いと報酬をうけることができる。この場合、理事会の承認を得て組合運営費から支出する。

## (専門委員会の事務)

第9条 専門委員会に関する事務は、理事長が指名する理事が行う。

## 付 則

1. 本設置規則は、平成○○年○月○○日から施行する。
2. 専門委員会の答申を理事会は最大限に尊重し、実現に努めるものとする。